

事務概要

1 県営土地改良事業について

(1) かんがい排水事業

農地の用水改良又は排水改良のため、用排水路等の新設又は改修を行う。

区分	令和5年度計画
地区数	3地区
事業費	420,042千円
採択基準	<ol style="list-style-type: none">一般型<ul style="list-style-type: none">受益面積が概ね200ha以上で、かつ末端支配面積が概ね100ha以上。畑地を受益地とするものにあつては、受益面積が概ね100ha以上で、かつ末端支配面積が概ね20ha以上。地域用水機能増進型<ul style="list-style-type: none">受益面積が概ね200ha以上で、かつ末端支配面積が概ね5ha以上。土地改良区等に地域用水対策協議会が設置されていること。農地集積促進型<ul style="list-style-type: none">受益面積が概ね20ha以上で、かつ末端支配面積が概ね5ha以上。事業完了時の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積が一定割合以上となること。

(2) 水環境整備事業

快適な生活環境を創造するため、水路、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に水辺空間等を利活用した環境整備を行う。

区分	令和5年度計画
地区数	8地区
事業費	364,287千円
採択基準	<ul style="list-style-type: none">計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件等から、事業を実施することが適当と認められること。事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。総事業費が5千万円以上。

(3) 水質保全対策事業

生活雑排水等の流入に伴う農業用水の水質汚濁による農業被害、ゴミ投棄や汚泥の滞留による排水機能の低下及び水路周辺の生活環境の悪化を防止するため、用排水路等の新設又は改修を行う。また、水質保全を目的として整備された施設の機能低下を防止するための整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	16 地区
事 業 費	2,130,513 千円
採 択 基 準	<ol style="list-style-type: none">1 一般型<ul style="list-style-type: none">・受益面積が概ね20ha以上。・国の定める水質要件に該当すること。2 施設補修型<ul style="list-style-type: none">・受益面積が概ね20ha以上。・水質保全を目的として整備された施設の機能低下を防止するための整備であること。

(4) 経営体育成基盤整備事業

高生産性農業の推進と優良農地の適切な維持・保全、農業経営体の育成を図るため、用排水路、農道、区画整理等の整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	27 地区
事 業 費	2,053,306 千円
採 択 基 準	<p>1 一般型</p> <ul style="list-style-type: none">・受益面積が概ね20ha以上。・事業完了時の受益面積に占める担い手農家の経営等農用地面積が一定割合以上となること。 <p>2 機構関連型</p> <ul style="list-style-type: none">・事業対象農地の全てについて農地中間管理権（設定期間15年以上）が設定されていること。・受益面積が10ha以上（中山間5ha以上）及び各団地の受益面積が1ha以上（中山間0.5ha以上）連坦していること。・担い手農家の農地集団化率が事業完了後5年以内に80%以上となること。・事業完了後5年以内に事業対象地域の農産物等の販売額が20%以上の向上または生産コストが20%以上の削減となること。 <p>3 通作条件整備</p> <p>(1) 保全対策型（点検診断を除く）</p> <ul style="list-style-type: none">・受益面積が50ha以上。・事業費が3千万円以上。

(5) 広域営農団地農道整備事業

農産物流通の改善と農村環境の整備に資するため、基幹となる農道の整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	1 地区
事 業 費	31,857 千円
採 択 基 準	受益面積が概ね1,000ha以上、事業費が20億円以上、車道幅員が5.0m以上。

(6) 農地環境整備事業

中山間地域において、優良農地の保全を図るとともに、耕作放棄地の拡大を防止するため、用排水路、農道等の整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	8 地区
事 業 費	493,857 千円
採 択 基 準	<p>1 一般型</p> <ul style="list-style-type: none">・過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村。・耕作放棄地が介在する地域。・事業実施区域の農地面積に対して、生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度確保できること。・受益面積が概ね10ha以上。 <p>2 総合整備型（生産区域・粗放的管理区域）</p> <ul style="list-style-type: none">・一般型の対象地域に加え、林野率が50%以上かつ農用地の傾斜度が1/100以上の面積が全農用地面積の50%以上を占める地域。・農業生産基盤整備2工種以上に取り組み、その受益面積の合計が10ha以上。・農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得向上に取り組むこと。・農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組むこと。

(7) 農業水利施設保全対策事業

農業水利施設の長寿命化を図るため、致命的な損傷を被る前に、施設の機能診断と機能回復を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	23 地区
事 業 費	701,179 千円
採 択 基 準	県営土地改良事業により造成された農業水利施設。

2 団体営土地改良事業について

農村の生活環境と農業生産基盤を総合的に整備する事業、農業集落排水施設を整備する事業及びきめ細やかな農業生産基盤の整備を行う事業を実施する市町村や土地改良区に対して助成する。

事業名	令和5年度計画		
	地区数	事業費	補助金
農村振興総合整備	4	千円 215,400	千円 143,916
農業集落排水	18	1,042,000	681,048
基盤整備促進	10	350,210	238,293
計	32	1,607,610	1,063,257

3 単県土地改良事業について

(1) 小規模かんがい排水事業

実施中の国・県営事業に関連して併せ実施することがより効果の大きい事業であるが、採択基準などの制限を受け国の補助を受けられなかった施設整備及び他公共事業に関連して併せ実施する施設整備のうち、公共性が大きいと知事が認める事業で、事業費が概ね 100 万円以上の地区に対して助成を行う。

(2) 山村振興営農環境整備事業

北設楽郡全域（設楽町、東栄町、豊根村）、新城市、豊田市（旧東加茂郡全域、旧西加茂郡小原村、旧西加茂郡藤岡町）、岡崎市（旧額田町）の地域において土地改良事業を実施する場合、一定基準以上の地区に、一般地域より高い補助率で助成を行う。

(3) 単独土地改良事業

小規模のため公共事業の採択要件に満たない末端地域の土地改良事業や、公共事業の補完的な事業に対し、一定基準以上の地区を対象に助成を行う。

4 土地改良受託事業について

(1) 農業集落排水処理施設受託事業

農業集落排水の円滑な推進を図るため、これらの事業に係る処理施設等の設計・施工について県が町村から受託し実施する。

区 分	令和 5 年度計画
地 区 数	2 地区
事 業 費	152, 586 千円

(2) 水質保全対策関連受託事業

県が行う事業とこれに関連して他の団体(市町村等)が行う事業を効率的に実施するため、両事業を共同施工とし、他の団体が行う事業を県が受託施工する。

区 分	令和 5 年度計画
地 区 数	2 地区
事 業 費	90, 541 千円

5 基幹水利施設技術指導事業について

土地改良区等で管理している基幹的水利施設の技術管理能力の向上、施設の保全及び災害防止のため、愛知県土地改良事業団体連合会が技術管理の指導に要する経費について助成を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	3地区
事 業 費	1,182千円
採 択 基 準	国が定めた基準に該当する基幹的農業水利施設。

6 中心経営体農地集積促進事業について

農業生産性を高める経営体育成基盤整備事業等の実施にあたり、市町村が策定した人・農地プランに位置付けられた中心経営体への農地の集積に資する基盤整備に対して助成を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	9地区
事 業 費	150,000千円
補 助 金	75,000千円

7 県営農地防災事業について

(1) たん水防除事業

流域開発等の立地条件の変化や既存排水施設の機能低下により排水状況が悪化している地域を対象に、農地や農業用施設等のたん水被害を未然に防止するため、排水機場、排水路等の新設又は改修を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	44地区
事 業 費	5,673,391千円
採 択 基 準	・大規模：受益面積が概ね400ha以上かつ事業費が概ね5億円以上。 ・小規模：受益面積が概ね30ha以上かつ事業費が概ね5千万円以上。

(2) 老朽ため池等整備事業

老朽化した農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐、その他附帯施設の改修を行う。

区 分	令和 5 年度計画
地 区 数	4 地区
事 業 費	32,917 千円
採 択 基 準	<ul style="list-style-type: none">・大規模：受益面積が概ね 100ha 以上かつ事業費が概ね 8 千万円以上。・小規模：受益面積が概ね 2 ha 以上かつ事業費が概ね 8 百万円以上。

(3) 用排水施設整備事業

用排水施設の脆弱化及び流域開発等による災害を未然に防止するため、頭首工、用排水機場、水路等の改修又は補強を行う。

区 分	令和 5 年度計画
地 区 数	7 地区
事 業 費	413,143 千円
採 択 基 準	<ol style="list-style-type: none">1 一般、緊急防災<ul style="list-style-type: none">・大規模：受益面積が概ね 400ha 以上かつ事業費が概ね 8 千万円以上。・小規模：受益面積が概ね 20ha 以上かつ事業費が概ね 8 百万円以上。2 農業用河川工作物応急対策<ul style="list-style-type: none">・大規模：事業費が概ね 1 億円以上。・小規模：事業費が概ね 8 百万円以上。

(4) 地盤沈下対策事業

地盤沈下防止を目的として地下水の採取が法令等で規制されている地域において、用排水施設の効用の低下を従前の状態に回復するため、用排水路等の新設又は改修を行う。また、地盤沈下対策を目的として整備された施設の機能低下を防止するための整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	24 地区
事 業 費	2,115,645 千円
採 択 基 準	1 地盤の沈下に起因して生じた機能低下率が概ね 30%以上。 2 地盤沈下対策を目的として整備された施設。 (1 及び 2) 大規模：受益面積が概ね 400ha 以上。 (1 及び 2) 小規模：受益面積が概ね 20ha 以上。

(5) 海岸整備事業

地震、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護し、国土の保全を図るため、農林水産省農村振興局所管の海岸堤防及び海岸樋門等の改修、補強を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	7 地区
事 業 費	866,285 千円
採 択 基 準	1 耐震対策 ・事業費が5千万円以上。(耐震性能調査は除く) ・背後地に救援、復旧を担う役場や病院等の施設(地域中枢機能)があること。 2 海岸堤防等老朽化対策 ・事業費が5千万円以上。 ・事業実施内容を記載した長寿命化計画が策定されていること。

(6) 湖岸堤防事業

潮遊池等内水面に隣接する農地への塩害及び溢水被害を防止するため、堤防等の整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	1 地区
事 業 費	53,098 千円
採 択 基 準	・受益面積が概ね 20ha 以上。 ・事業費が概ね 8 百万円以上。

(7) 防災ダム事業

地震時の安全性が不足している農業用ため池について、耐震性の向上を図るため、堤体補強等を行う。また、豪雨による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための改修、監視施設や水位計等の整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	64 地区
事 業 費	1,405,761 千円
採 択 基 準	<p>1 防災ため池（一般型）：洪水調整機能の賦与・増進や豪雨による決壊防止のための改修等。</p> <p>2 防災ため池（地震防災対策型）：耐震性の向上のための改修等。</p> <p>3 防災ため池（総合型）：耐震性の向上と豪雨による決壊防止のための改修等。</p> <p>（1、2及び3）：大規模 防災受益面積が概ね70ha以上かつかんがい受益面積が概ね40ha以上かつ事業費が概ね8百万円以上、もしくは、防災受益面積が概ね7ha以上かつかんがい受益面積が概ね2ha以上かつ農外想定被害額が3億円以上かつ事業費が概ね8百万円以上。</p> <p>（1、2及び3）：小規模 事業費が概ね2百万円以上。</p> <p>4 ため池群整備：複数のため池を対象に行う、決壊防止又は洪水調節機能等のための改修、廃止、しゅんせつ等。 小規模：防災受益面積の合計が概ね20ha以上かつかんがい受益面積の合計が概ね10ha以上、もしくは、かんがい受益面積の合計が概ね10ha以上かつ農外想定被害額が1億円以上。</p> <p>5 監視・管理体制整備：災害の発生を未然に防止するための監視・管理体制の整備。</p>

(8) 防災水利施設整備事業

地域の渇水調整の円滑化を図るため、既存の農業水利施設に附帯する渇水対策施設の整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	1 地区
事 業 費	15,930 千円
採 択 基 準	1 渇水対策施設整備 ・事業費が概ね3千万円以上。 ・渇水に伴う取水制限が行われている地域における施設整備であること。 2 地域防災施設整備 ・事業費が概ね3千万円以上。 ・地域防災の観点から実効性が高く、実施することが適当と認められること。

(9) 特定農業用管水路特別対策事業

石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るため、石綿を含有する農業用水管（石綿セメント管等）の更新を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	9 地区
事 業 費	961,170 千円
採 択 基 準	・石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる。 ・受益面積が概ね20ha以上。

(10) 震災対策農業水利施設整備事業

大規模地震等に伴う災害の未然防止や被害軽減のため、地震により損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農業水利施設について、耐震整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	6 地区
事 業 費	1,377,505 千円
採 択 基 準	・大規模：受益面積が概ね400ha以上。 ・小規模：受益面積が概ね30ha以上。

(11) 排水施設保全対策事業

排水機場等の施設について、排水機能の低下による湛水被害を防止するため、施設の機能回復を図るための整備を行う。また、排水施設における危機管理向上を図るための整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	11 地区
事 業 費	993,037 千円
採 択 基 準	<p>1 一般型</p> <p>県営土地改良事業で造成された農業用排水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積 400ha 以上 : 事業費 8 千万円以上 ・受益面積 20ha 以上 400ha 未満 : 事業費 8 百万円以上 ・中山間地域受益面積 200ha 以上 : 事業費 3 千万円以上 ・中山間地域受益面積 10ha 以上 200ha 未満 : 事業費 8 百万円以上 <p>2 危機管理対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化・防災減災計画を作成していること。 ・事業費 2 百万円以上。

8 緊急農地防災事業について

(1) 緊急農地防災事業

法人事業税超過課税を財源として、農地及び農業用施設等の自然災害を未然に防止することを目的として、緊急に整備を要する排水機・排水路・ため池等の農業用施設の新設または改修、可搬式応急排水機等の購入及び整備を行う。

区 分	令和5年度計画	
緊急排水施設整備	地 区 数	32 地区
	事 業 費	2,799,892 千円
緊急老朽ため池整備	地 区 数	1 地区
	事 業 費	7,000 千円
応急排水機整備	事 業 内 容	応急排水機購入等
	事 業 費	52,583 千円

(2) 緊急海岸整備事業

法人事業税超過課税を財源として、地震、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護し、国土の保全を図るため、海岸堤防及び海岸樋門等の整備を行う。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	5地区
事 業 費	336,000千円

9 土地改良施設の管理補助について

土地改良施設の維持管理は、主として土地改良区と関係市町村等において行われており、これらの団体に維持管理費の助成を行っている。

排水機維持管理事業

農業用排水機の持つ能力を保持し、地域の安全性を確保するため、土地改良区、市町村等の公共的団体が行う排水機の維持管理事業に対し助成を行う。

対象：ポンプ口径 200mm 以上で、かつ、原動機出力 7.355kw(10ps)以上の農業用排水機

区 分	令和5年度計画
補 助 金	594,000千円

10 農地防災受託事業について

震災対策農業水利施設整備関連受託事業

県が行う事業とこれに関連して他の団体(市町村等)が行う事業を効率的に実施するため、両事業を共同施工とし、他の団体が行う事業を県が受託施工する。

区 分	令和5年度計画
地 区 数	2地区
事 業 費	180,600千円

11 応急排水機の管理及び貸出について

流域の開発、地盤沈下による立地条件の変化、近年の異常降雨などによる農地のたん水、異常な干天によって生じた農地の干ばつ及び大規模地震発生時の消火用水等の不足、県の行う土地改良事業などに備え、緊急農地防災事業で整備した可搬式応急ポンプ 170 台（尾張、海部、西三河農林水産事務所にて管理）について定期点検等の管理を行う。

また、緊急時の応急排水、干ばつ時の農業用水及び地震時の消火用水等の確保のため、市町村や土地改良区等の要請に基づき、応急ポンプを貸し出す。

12 災害復旧事業について

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき、暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他の異常な天然現象により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を行う。

農地、農業用施設災害復旧事業

国の定める災害基準以上の天然現象により被災した農地及び農業用施設で、1箇所の実費が40万円以上のものの原形復旧を行う。

このうち県営災害復旧事業費（受益面積が概ね100ha以上の農業用施設被害及び概ね20ha以上の農地被害等）として4,500万円を見込み計上する。